

第5次亀山市男女共同参画基本計画(骨子案)

令和8年8月

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画における重点項目.....	4
第2章 男女共同参画を取り巻く状況.....	5
1 国の主な動向.....	5
2 県の主な動向.....	6
3 亀山市の状況.....	7
4 市民アンケート及び事業者アンケートの調査結果.....	11
5 第4次計画の達成状況.....	20
第3章 本計画の目指す方向.....	23
1 目指すべき姿.....	23
2 基本目標.....	24
3 計画の体系.....	25

Ⅰ 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、「男女共同参画社会基本法」第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。全ての個人が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進行、女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加、価値観・ライフスタイルの多様化など社会が大きく変わる中で重要性が増しています。

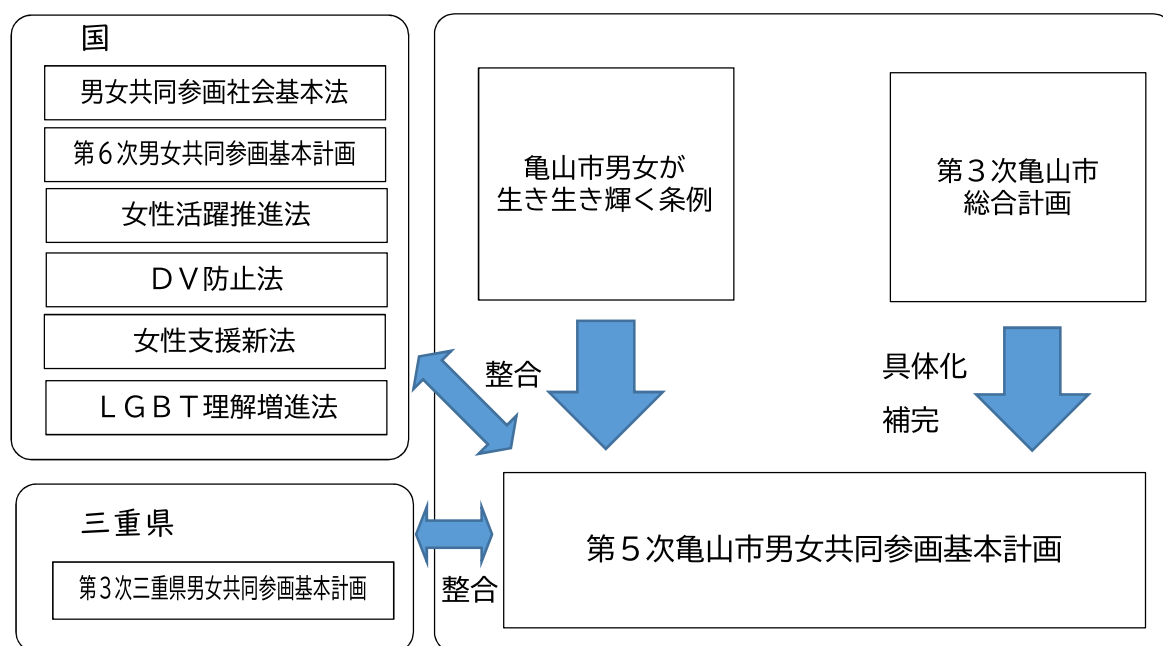
国においては、令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」、令和6(2024)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されました。また、令和8(2026)年に「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、関連する法制度の整備等を行い、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

一方、三重県においては、令和3(2021)年に「第3次三重県男女共同参画基本計画」を、令和7(2025)年には「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を、また、令和8(2026)年に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定するなどして、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進しています。

亀山市では、平成20(2008)年6月に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定し、男女共同参画の推進に取り組んできたところです。この度、現在の第4次亀山市男女共同参画基本計画(以下「第4次計画」といいます。)の期間が令和8(2026)年度末をもって終了することから、国や県の動向等や、これまでの施策や事業の進捗状況等を踏まえ、今後の亀山市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第5次亀山市男女共同参画基本計画(以下「本計画」といいます。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「亀山市男女が生き生き輝く条例」第11条に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定するものです。策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び三重県が策定している「第3次三重県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に則しつつ、「第3次亀山市総合計画」を上位計画とします。



3 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
国	第5次男女共同参画基本計画【5年間】				第6次男女共同参画基本計画【10年間】										次期男女共同参画基本計画	
県	第3次三重県男女共同参画基本計画【10年間】								次期三重県男女共同参画基本計画（想定）							
市	第4次亀山市男女共同参画基本計画【5年間】				第5次亀山市男女共同参画基本計画【10年間】										次期（想定）	
	第2次亀山市総合計画後期基本計画【4年間】				第3次亀山市総合計画前期基本計画【4年間】				第3次亀山市総合計画後期基本計画【4年間】				次期亀山市総合計画前期基本計画（想定）			

4 計画における重点項目

本計画では、男女共同参画の取組を特定分野に限定せず、市政全般に浸透させ、実効性を高めるため、特に重要となる観点を「重点項目」として設定します。

(1) ウェルビーイング(well-being)の実現

本計画では、国が重視するウェルビーイングの考え方を踏まえ、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)を高めることを、施策推進の基本的な目標として捉えます。

(2) ジェンダーギャップ解消

性別によって、社会への参画や働き方、賃金、家事・育児・介護の負担、健康、学び等の機会などに差が生じていないかを把握し、差の縮小に向けた取組を進めます。

(3) 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への対応

性別についての決めつけや無意識の思い込みが、制度の利用や参加・活躍の妨げになることがあります。そのため、思い込みに気づき見直す取組と、だれもが利用・参加しやすい環境づくりを進めます。

(4) 性の多様性(SOGIE:性的指向・性自認・性表現)を含む多様性の尊重

性的指向や性自認、性表現などの違いも含め、一人ひとりの多様な背景が尊重され、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(5) SDGs とポスト SDGsの動向

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本計画は、SDGsの達成にも資する取組として位置付け、特にゴール5(ジェンダー平等を実現しよう)を中心に、教育、就労、健康、防災等の分野横断で取組を推進し、他のゴールとも整合を図ります。

また、SDGsは2030年を達成期限としていることから、2030年以降の国際的な枠組み(いわゆるポストSDGs)の動向にも注視し、取組を継続・発展させていきます。

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

Ⅰ 国の主な動向

(1) 第5次・第6次男女共同参画基本計画の策定（令和3年、令和8年）

国は「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和3（2021）年に第5次男女共同参画基本計画を策定し、コロナ禍の影響も踏まえた取組や、分かりやすい計画づくり等を進めました。令和8（2026）年策定の第6次男女共同参画基本計画では、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現に向け、女性参画の拡大、ハラスメント対策、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展を踏まえた取組、災害対応への男女共同参画の視点の導入等を強化しています。

(2) こども家庭庁の創設（令和5年）

こどもに関する取組・政策を社会の中心に据えるため、令和5（2023）年にこども家庭庁が創設されました。こども未来戦略方針等では、共働き・共育ての推進や、子育て世代の働き方改革、育児休業制度等の強化が示されています。

(3) SOGI に関する理解増進法の制定（令和5年）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」により、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、国・地方公共団体・事業主等が、知識の普及や相談体制の整備等に努めることとされています。

(4) 女性支援新法・改正 DV 防止法の施行（令和6年）

令和6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、都道府県は施策の実施計画の策定義務、市町村は努力義務が定められました。また、改正 DV 防止法の施行により、保護命令制度の拡充等が行われ、関係機関の連携協力や被害者の自立支援の取組強化が求められています。

(5) 女性活躍推進法の改正（令和8年）

女性活躍推進法は、行動計画の策定や情報公表等を通じて女性の職業生活における活躍を促進するものです。令和8年の改正により、法律の有効期限が令和18年3月31日まで延長され、従業員101人以上の企業における男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表の義務化等が行われました。

2 県の主な動向

(1) 第3次三重県男女共同参画基本計画(改定版)の改定

三重県では、「男女共同参画社会基本法」及び「三重県男女共同参画推進条例」に基づき基本計画を策定し、社会情勢等を踏まえて見直しを行っています。第3次三重県男女共同参画基本計画の策定から5年が経過し、人口減少の進行、女性や若者が地方を離れる動きの加速、若い世代の意識・価値観の変化、テクノロジーの進展等を踏まえ、取組を一層強化するため改定を行うこととしています。あわせて本計画は、男女共同参画に加え、女性活躍(女性活躍推進法に基づく推進計画)及び性の多様性(「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」)に関する施策を一体的に推進する計画として位置付けられています。

(計画期間:2027(令和9)年度~2030(令和12)年度)

(2) 性の多様性に関する取組(制度・相談体制の整備)

LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境づくりに向け、令和3(2021)年4月に性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例を施行し、同年9月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。あわせて、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、性の多様性に関する相談(「みえにじいろ相談」等)を実施し、研修や関係機関との連携により相談体制の充実を図っています。

(3) 働く場におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組(企業等との連携)

企業・団体等と連携し、職業生活におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組を推進しています。例として、「輝くみえのミライ☆三重県会議」との連携、県内で働く女性による取組(提言等)、令和6年度からの「HAPPY☆CYCLE プロジェクト」(宣言の見える化、交流会、ポータルサイト等)などを通じ、意識・制度・慣行の変革を後押ししています。

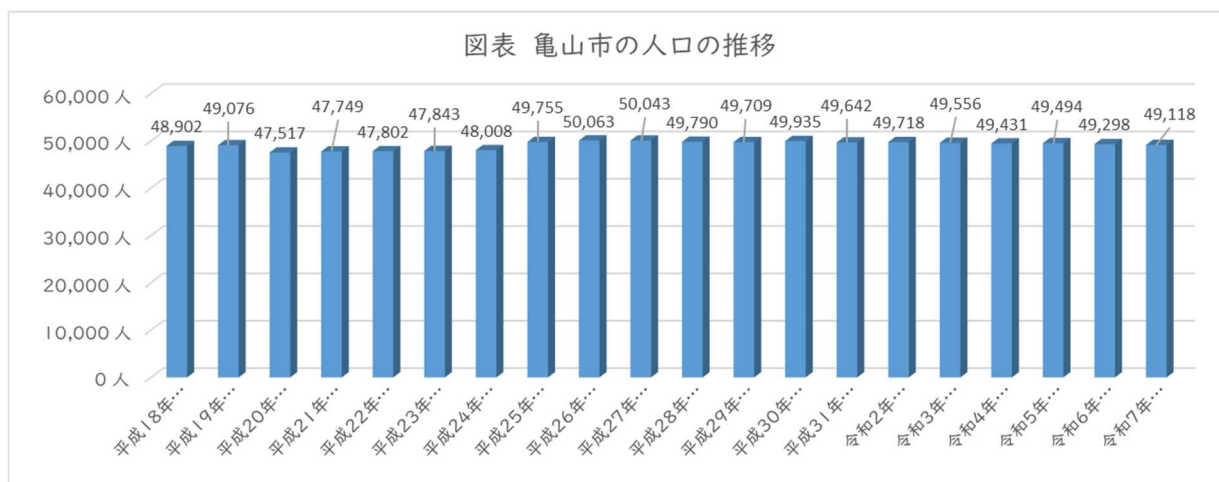
(4) 防災・減災への男女共同参画の視点の反映(指針改定等)

令和6(2024)年能登半島地震の支援活動による「気づき」等を踏まえ、令和7(2025)年に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、女性や性の多様性、外国人、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児、子ども等への配慮が明記されました。あわせて、平時から多様な視点に立った防災・減災の取組を進めることが重要とされています。

3 亀山市の状況

(1) 人口の減少

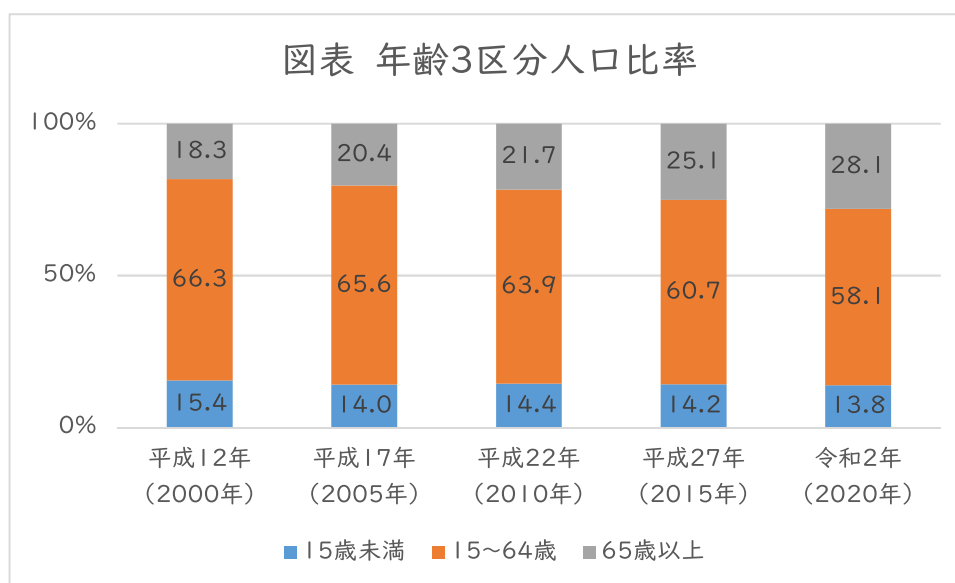
本市の人口は、毎年増減のブレはあるものの平成26年までの間は緩やかな増加傾向にありましたが、その後、緩やかに減少へ変化し、平成27年を最後に人口5万人を割り込んでいます。



【資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)】

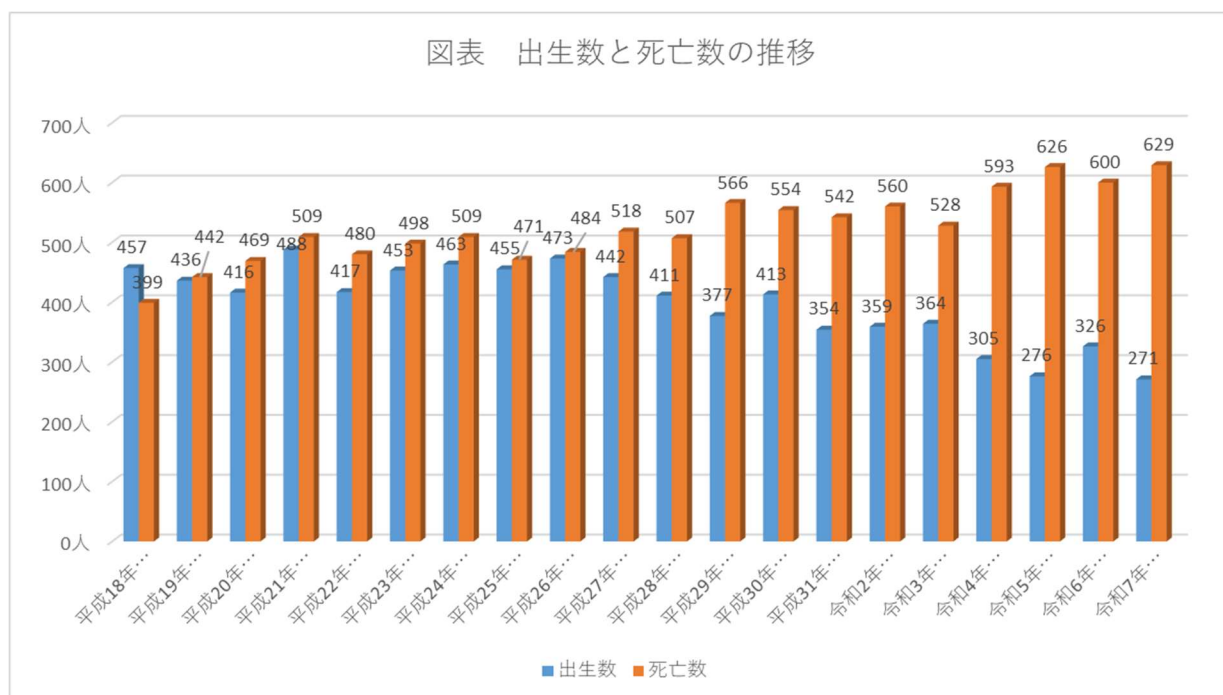
(2) 少子高齢化の進行

本市の年齢3区別人口比率をみると、平成12年の15歳未満の人口は15.4%で65歳以上の人口は18.3%であるのに対し、令和2年の15歳未満の人口は13.8%で、65歳以上の人口は28.1%となり、少子高齢化が進んでいます。



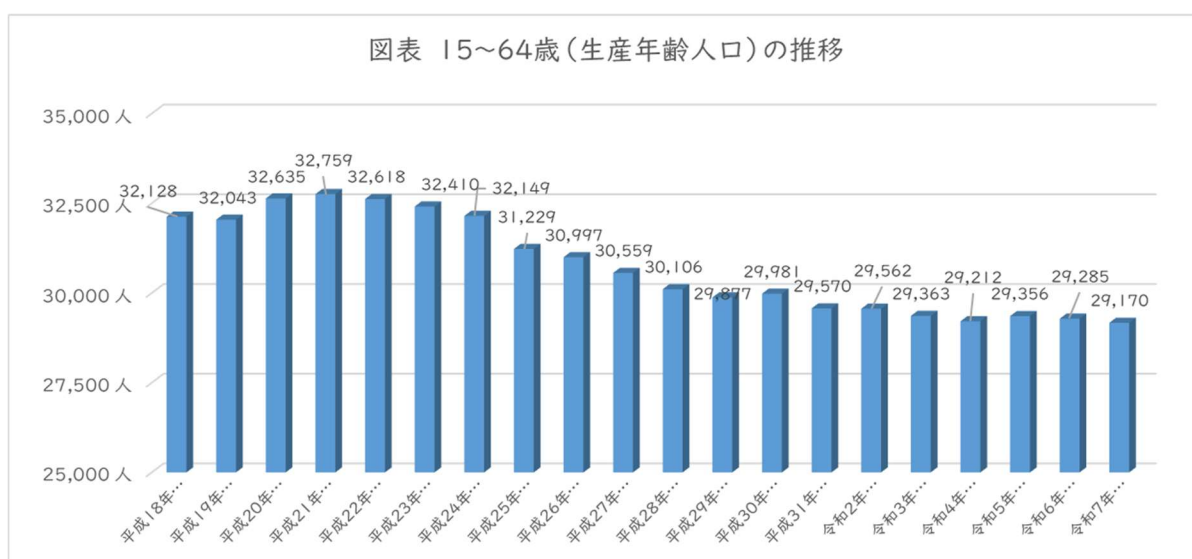
【資料:国勢調査】

また、出生数と死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向であり、令和 7 年は 271 人となっています。死亡数は毎年出生数を上回っており、令和 7 年は 629 人と出生数の 2.3 倍となっています。



【資料：住民基本台帳（各年 12 月 1 日現在）】

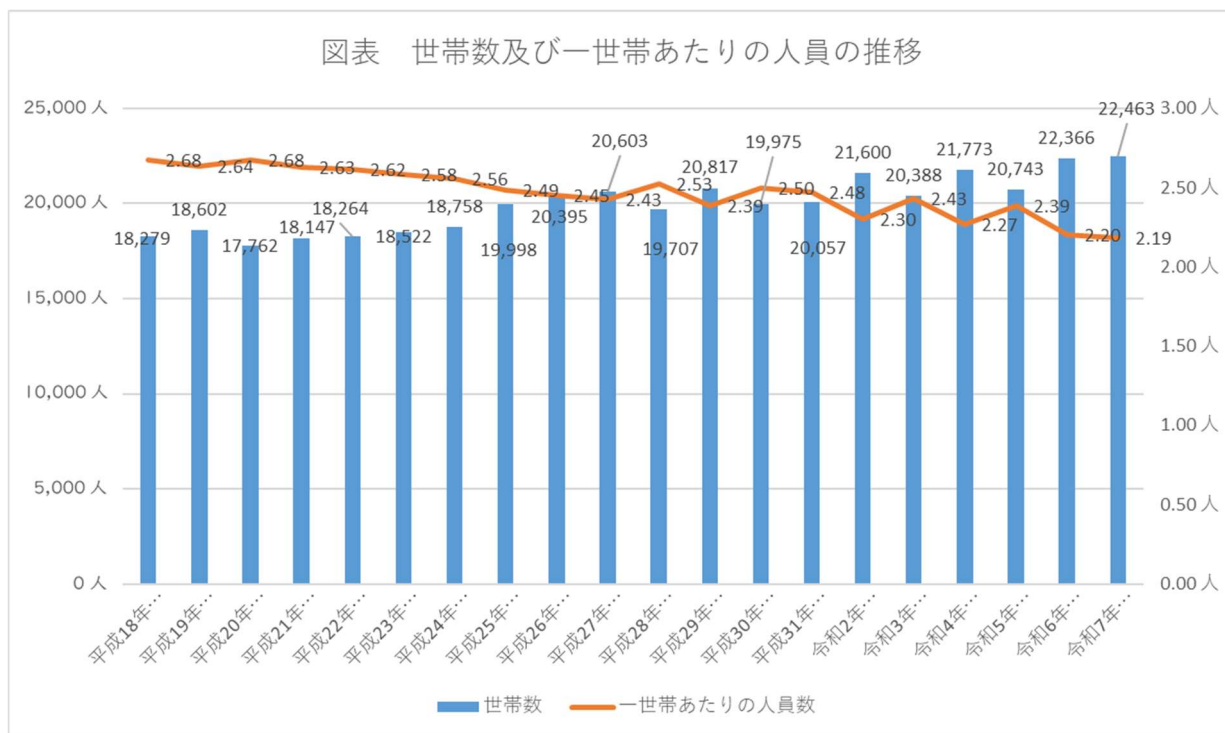
一方、生産年齢人口については、ピーク時の平成21年は32,759人でしたが、令和7年は29,170人となり、比較すると3,589人減少していることから、地域社会の活力低下が懸念されます。



【資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）】

(3) 世帯構成の変化

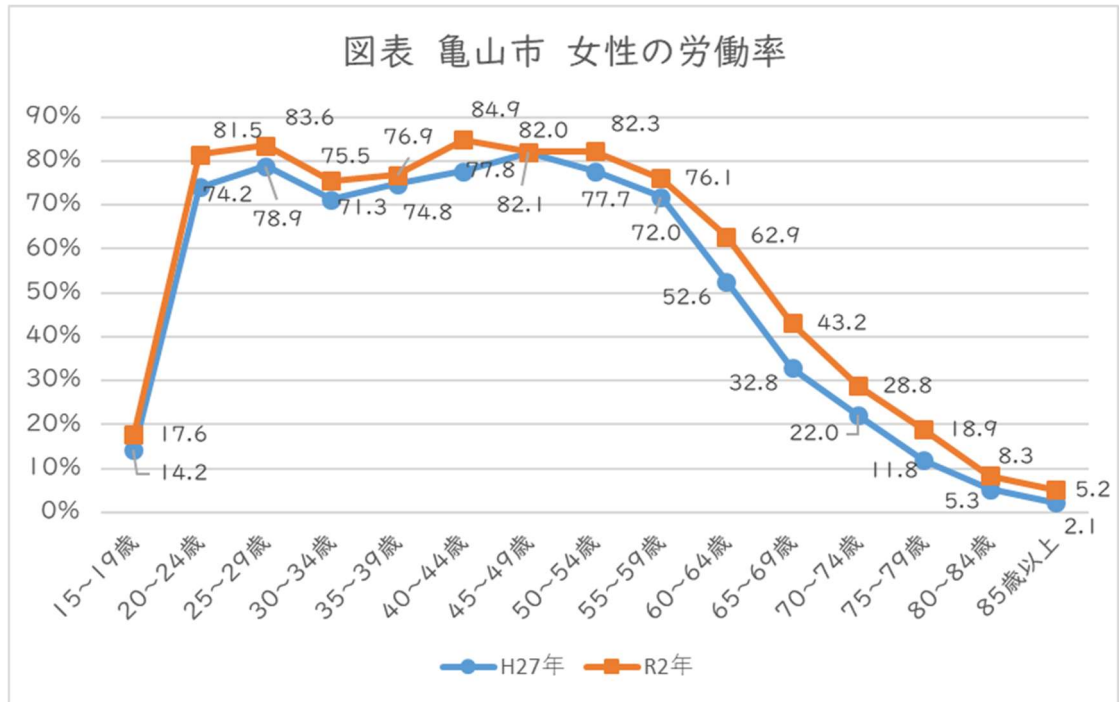
本市の世帯数は、平成18年は18,279世帯でしたが、令和7年は22,463世帯となり、比較すると4,184世帯増加していますが、人口を世帯数で割った1世帯あたりの人員数が減少しています。



【資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)】

(4) 女性の労働力

女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一時低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くといわれています。近年では、未婚者の増加、晩婚化・晩産化、育児をしながら働く女性の増加によりM字の谷の部分の部分が浅くなってきています。



【資料：国勢調査】

4 市民アンケート及び事業者アンケートの調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の種類

亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査

亀山市の男女共同参画に関する事業者アンケート調査

② 調査対象地域

市内全域

③ 調査対象

【市民アンケート】

18 歳以上 80 歳未満の住民基本台帳登録者(約 36,733 人)から年齢階層、居住地区の配分を考慮し抽出した市民 1,200 人(約 3.2%)

【事業者アンケート】

市内の事業所(亀山市雇用対策協議会会員事業所、亀山商工会議所会員事業所のうち従業員 10 人以上の事業所) 209 事業所

④ 調査方法

調査票を郵送配布し、郵送回収及びWEBフォームによる本人及び事業者記入方式

⑤ 調査期間

令和7年 12 月 22 日～令和8年1月 21 日

⑥ 回収状況

対象	配布数	有効回収数	回収率
市民	1,200 件	448 件	37.3%
事業者	209 件	84 件	40.2%

(2) アンケート集計結果 (一部)

男女の平等感について

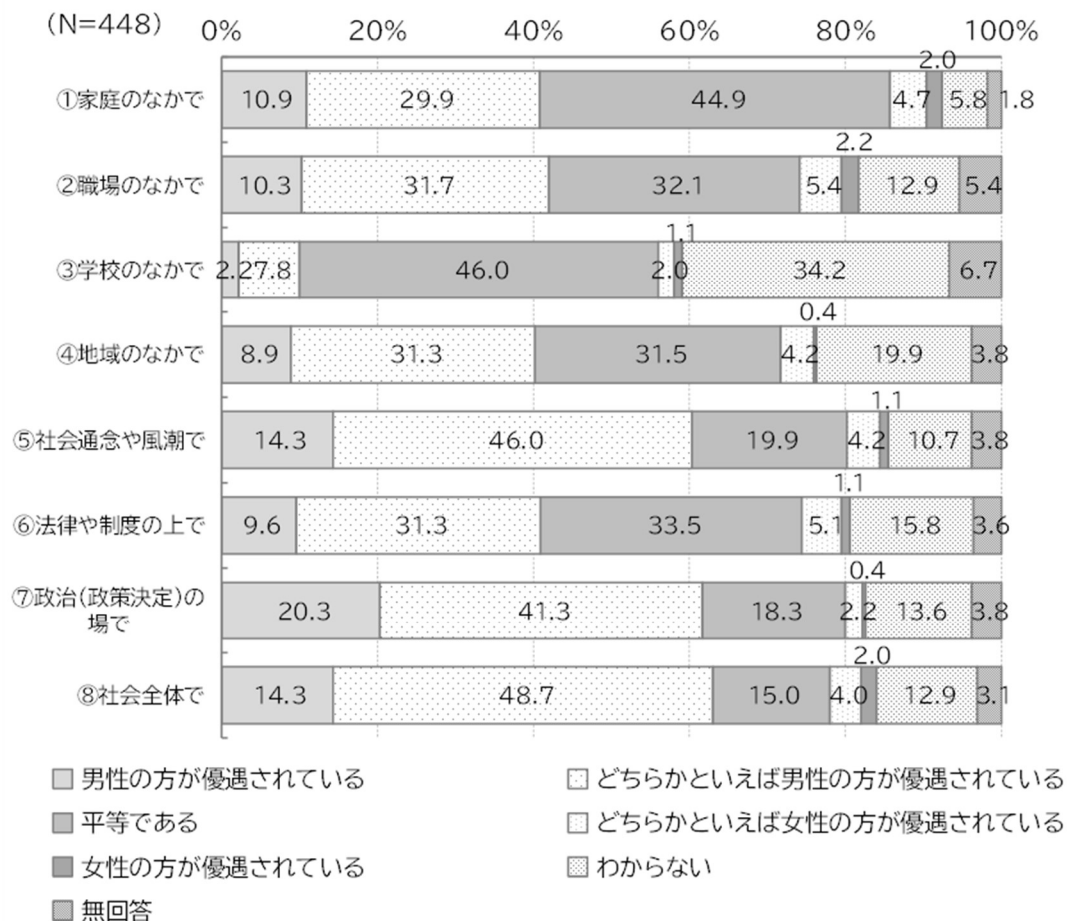
あなたは、次の分野において男女の地位が平等になっていると思いますか。①～⑧のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

「③学校のなかで」では「平等である」の割合が最も高く、男性、女性のどちらかが優遇されているといった回答は少なくなっています。他の項目では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が高くなっています。

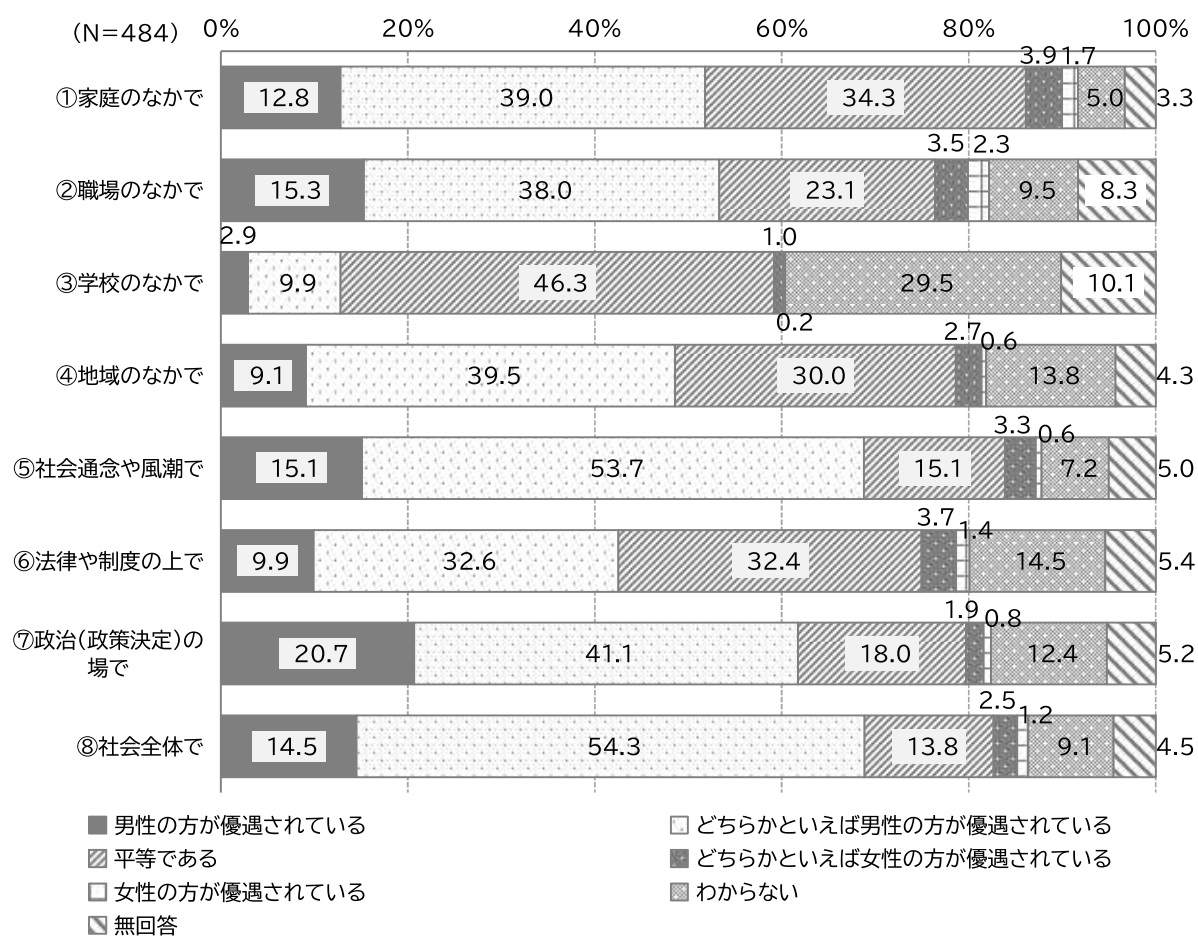
また、「⑤社会通念や風潮で」「⑦政治(政治決定)の場で」「⑧社会全体で」については、男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が、60%を上回っています。

前回調査と比較すると、家庭や職場では「平等」と捉える割合が増加する一方、政治や社会全体では依然として男性優遇の認識が高いなど、分野によって変化の現れ方に違いがみられます。

令和7年調査



令和2年調査



子育てについて

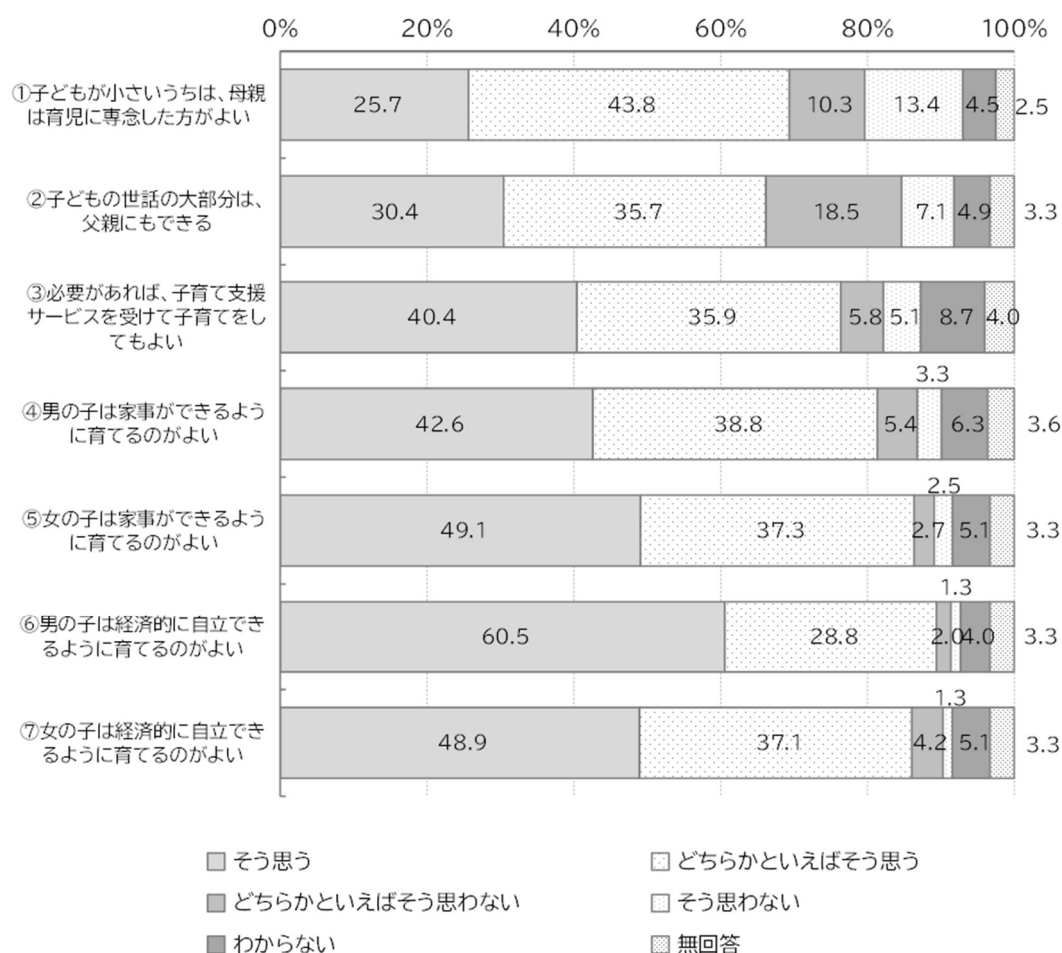
子育てについて、あなたのご意見にもっとも近いものはどれですか。①～⑦のそれぞれについて、あてはまるものに1つ○をつけてください。

①～⑦の項目すべてにおいて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が半数以上となっています。「男の子・女の子は家事ができるように育てるのがよい」「男の子・女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」については、80%以上となっています。

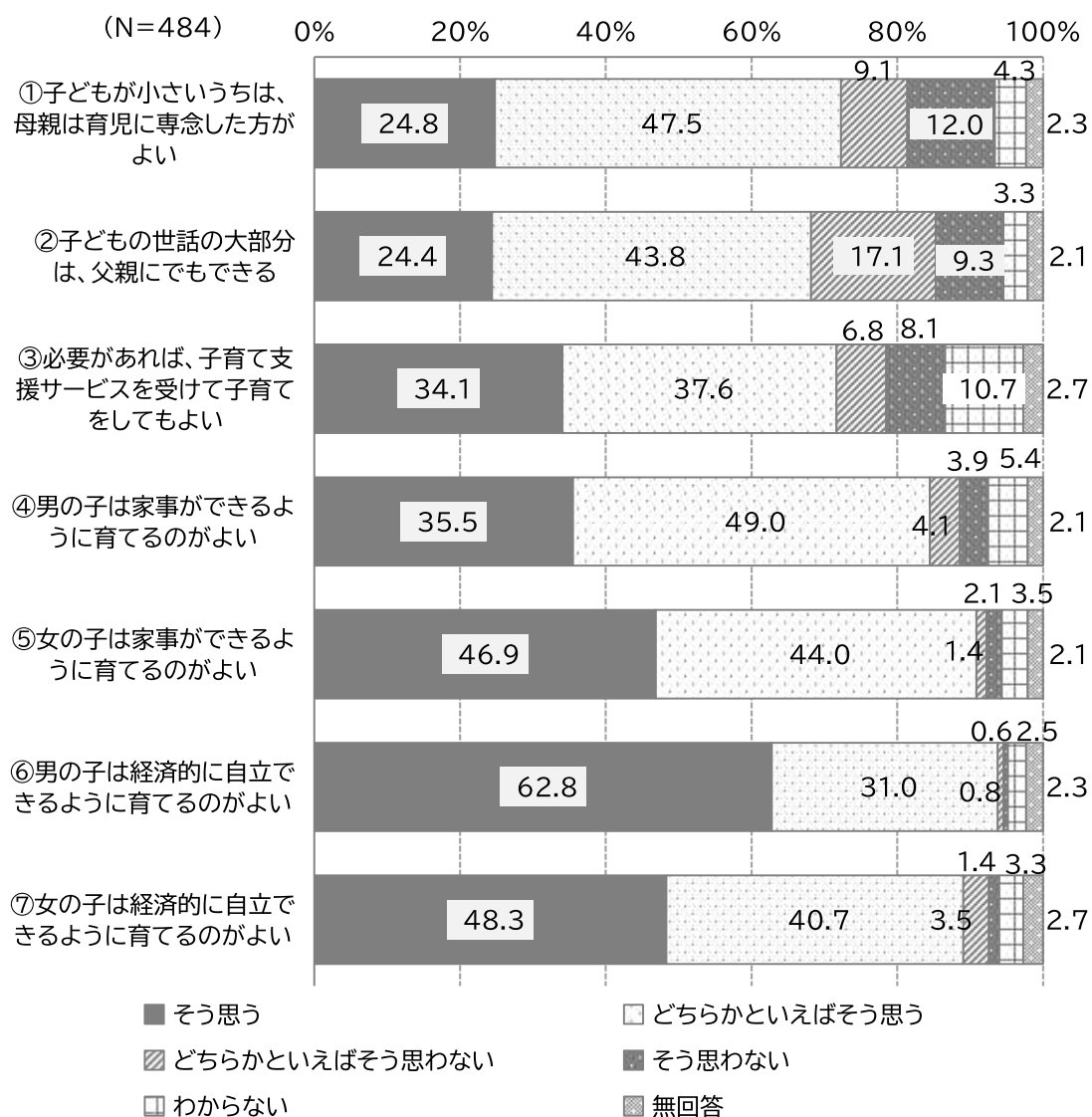
前回調査においても、すべての項目で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が半数以上となっています。特に「④男の子は家事ができるように育てるのがよい」「⑤女の子は家事ができるように育てるのがよい」「⑥男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」「⑦女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」では、80%以上となっています。

令和7年調査

(N=448)



令和2年調査

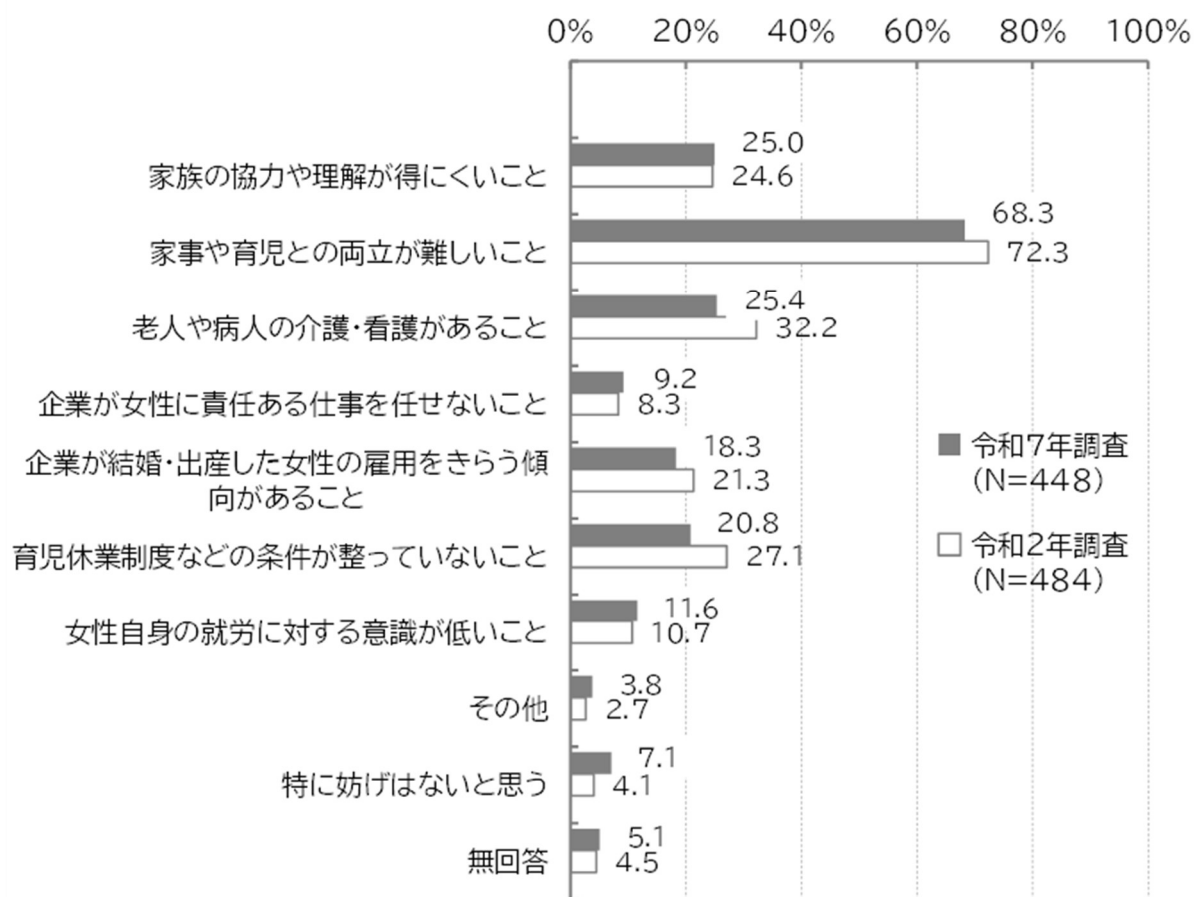


女性が働き続けることができる環境について

問19 女性が働き続けていくうえで、大きな妨げになっているのは何だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。(最大3つまで)

「家事や育児との両立が難しいこと」が 68.3%と最も多く、次いで「老人や病人の介護・看護があること」が 25.4%、「家族の協力や理解が得にくいこと」が 25.0%となっています。

前回調査と比べると、「企業が女性に責任ある仕事を任せないこと」は 0.9 ポイント、「女性自身の就労に対する意識が低いこと」は 0.9 ポイント増加しています。一方で、「育児休業制度などの条件が整っていないこと」については、6.3 ポイント減少しています。

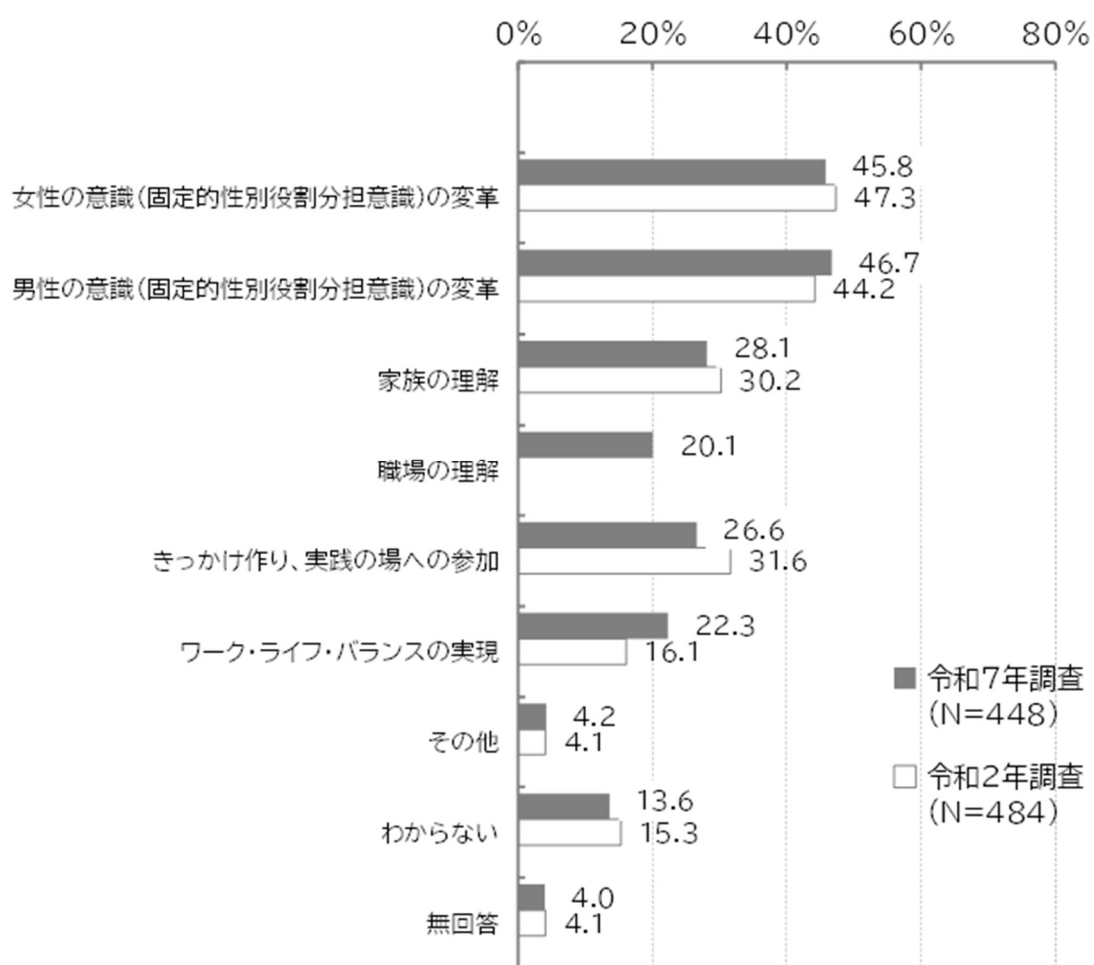


地域社会での女性の活躍について

自治会や地域団体など、地域社会において女性が活躍していくために必要なことは何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「男性の意識(固定的性別役割分担意識)の変革」が 46.7%と最も多く、次いで「女性の意識(固定的性別役割分担意識)の変革」が 45.8%、「家族の理解」が 28.1%となっています。

前回調査と比べると、「ワーク・ライフ・バランス」は、6.2 ポイントの増加がみられます。



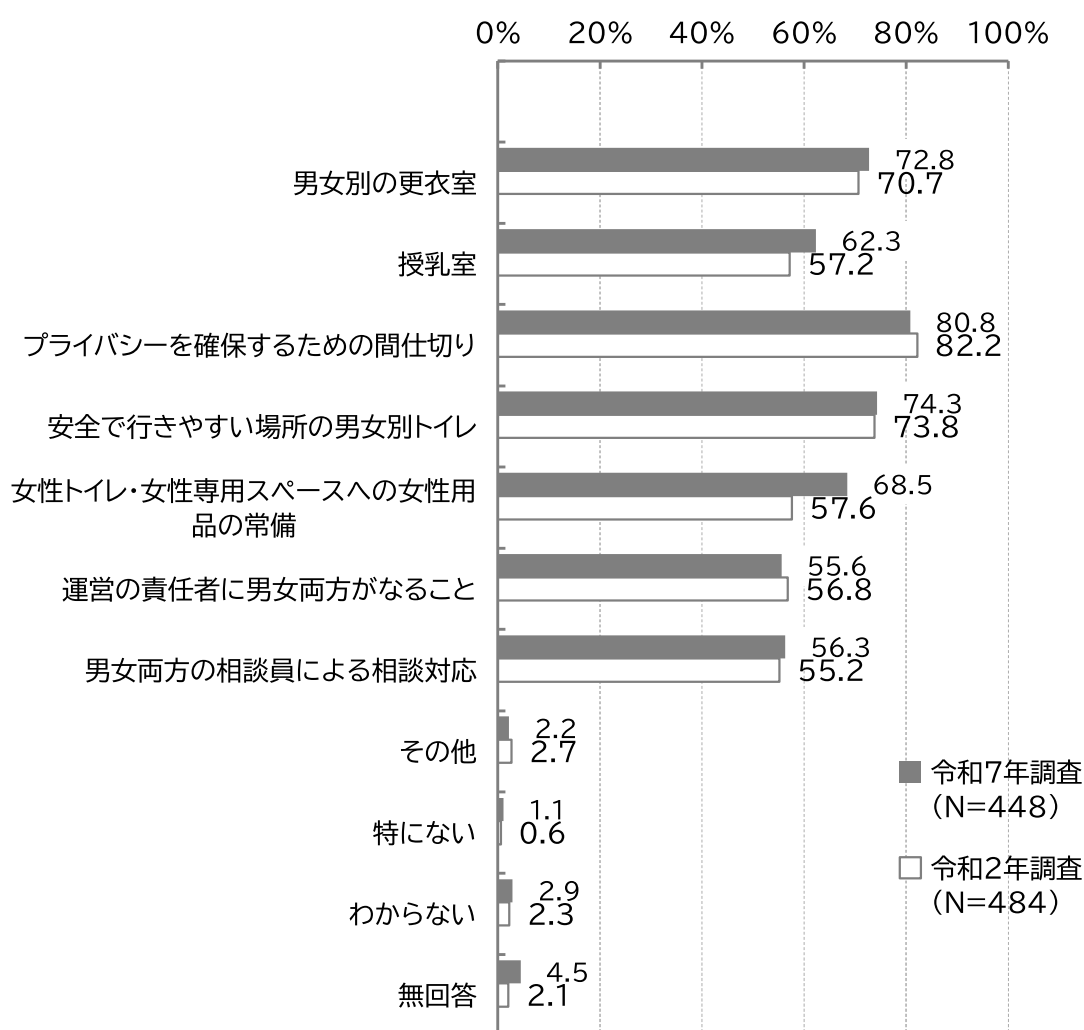
※「職場の理解」の調査は、令和2年は実施していません。

災害時の避難所運営について

災害時の避難所運営における男女共同参画についてお聞きします。あなたは、自然災害が起きたとき、避難所にはどのようなことが必要だと考えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「プライバシーを確保するための間仕切り」が 80.8%と最も多く、次いで「安全で行きやすい場所の男女別トイレ」が 74.3%、「男女別の更衣室」が 72.8%となっています。

前回調査と比較すると、「女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備」については 10.9 ポイントの増加、「授乳室」については 5.1 ポイントの増加がみられます。

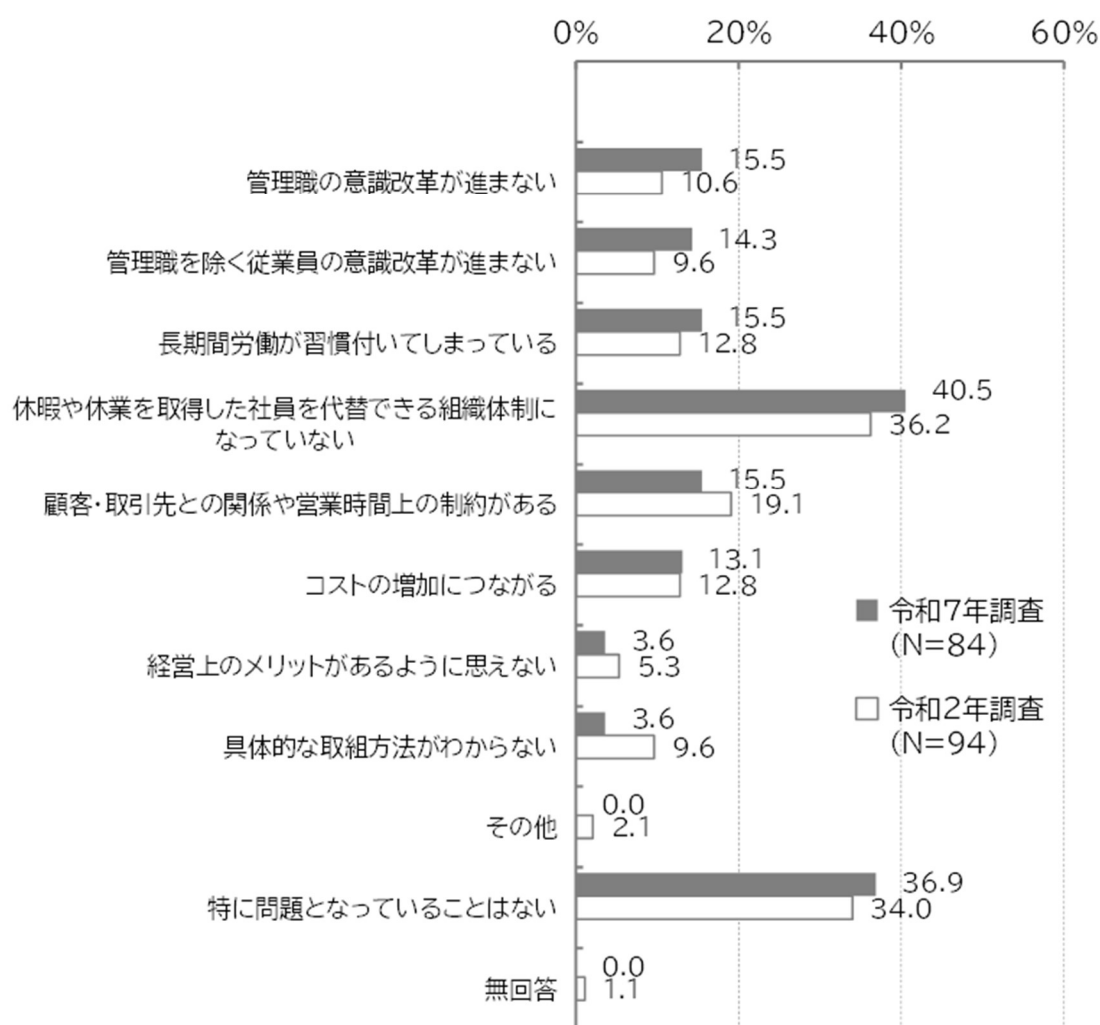


事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進について

問10 貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスを促進する上で、問題となっていることはどんなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「休暇や休業を取得した職員を代替できる組織体制になっていない」が40.5%と最も多く、次いで「特に問題となっていることはない」が36.9%、「管理職の意識改革が進まない」「長時間労働が習慣付いてしまっている」「顧客・取引先との関係や営業時間上の制約がある」が15.5%となっています。

前回調査と比べて、大きな違いはみられません。



5 第4次計画の達成状況

令和4年度から令和8年度までを計画期間とした第4次計画においては、「男女の人権尊重の推進」、「あらゆる分野における女性活躍の推進」及び「身近な暮らしの場における男女共同参画の推進」を3つの基本目標として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて10の基本施策を実施してきました。

第4次計画に位置付けた各取組については、毎年度の進捗管理を通じて、計画の実効性の向上を図り、計画総体としておおむね着実に推進することができました。しかし、改善傾向ではあるものの、目標達成に至っていない取組もあるため、次期計画において継続的な取組を実施する必要があります。

基本目標Ⅰ	1 男女共同参画を実現するための意識づくり 2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し 3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶 4 誰もが安心して暮らせる環境づくり
男女の人権尊重の推進	

①取組状況

人権啓発・教育として学習会・研修会の実施や広報媒体による情報発信を行うとともに、相談窓口・支援制度の周知や職員研修を通じて相談・支援体制の充実を図りました。また、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発や参加しやすい会議運営に取り組むとともに、DV防止の周知と被害者・同伴児支援、ひとり親等への支援及び性の多様性の理解促進も進めました。

②指標の達成状況

基本目標Ⅰに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況は、令和7年度時点で5項目中0項目となりました。

	指標目標	担当G	現状 (令和2年度)	目標値・ 目指す方向 (令和8年度)	実績	達成 状況
目標値	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	文化・人権G	55.6%	100%	54.0% (令和7年度)	×
	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	文化・人権G	61.0%	80%	64.7% (令和7年度)	△
	DV防止法認知度	文化・人権G	51.4%	60%	58.7% (令和7年度)	△
	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	文化・人権G	39.6%	45%	40.0% (令和7年度)	△
参考指標	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	研究推進G	11校/14校	全校	13校/14校 (令和7年度)	△

○：目標値を達成（または達成見込み）
△：未達だが改善・進捗が確認できる
×：未達で停滞・悪化（または把握できない）

基本目標2	5 政策・方針決定過程への女性参画拡大 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 7 働く場における男女共同参画の推進
あらゆる分野における 女性活躍の推進	

①取組状況

審議会委員等の選出母体に働きかけて、行政分野の女性参画拡大を進めるとともに、地域・企業等にも女性リーダーの参画を促し、若者・女性の創業支援の周知等に取り組みました。さらに、講演会等でワーク・ライフ・バランスを啓発し、LINE 等による子育て情報発信を行いながら、市職員においては時間外勤務の削減と年休取得、男性職員の育児休業取得等の促進を図りました。

②指標の達成状況

基本目標2に属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況は、令和7年度時点で13項目中9項目となりました。

	指標目標	担当G	現状 (令和2年度)	目標値・ 目指す方向 (令和8年度)	実績	達成 状況
目標値	各種審議会等における女性登用率	文化・人権G	33.5%	40%	35.9% (令和7年度)	△ ↑
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	文化・人権G	33.9%	50%	62.8% (令和7年度)	○ ↑
	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取組を行う事業所数	文化・人権G	—	6社	8社 (令和7年度)	○ ↑
	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	文化・人権G	マタハラ： 67.8% パタハラ 31.8%	マタハラ： 80% パタハラ 40%	マタハラ： 68.5% パタハラ： 33.0% (令和7年度)	△ ↑ △ ↑
参考指標	市内全単位自治会長に占める女性の割合	地域まちづくりG	5.3% (13人/247人)	増加	8.43% (令和7年度)	○ ↑
	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	社会教育・スポーツG	27.7% (5人/18人)	増加	33.3% (令和7年度)	○ ↑
	本市における女性管理職の割合	人事給与G	30.5% (29人/95人)	40% (令和6年度)	38.2% (令和7年度)	△ ↑
	市男性職員の育児休業取得率	人事給与G	11.1% (1人/9人)	20% (令和6年度)	83.3% (令和7年度)	○ ↑
	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	人事給与G	12.8日	12日 (令和6年度)	13.8日 (令和7年度)	○ ↑
	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	子ども総務G	22箇所	24箇所	25箇所 (令和7年度)	○ ↑
	商工会議所加入企業のうち女性経営者の割合	商工業振興G	13.0% (125事業所/ 962事業所)	増加	15.44% (令和7年度)	○ ↑
	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	農林政策G	1件	増加	2件 (令和7年度)	○ ↑

○：目標値を達成（または達成見込み）
△：未達だが改善・進捗が確認できる
×：未達で停滞・悪化（または把握できない）

基本目標3	8 教育や啓発による意識改革、理解の促進
身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	9 生涯にわたる健康づくり支援 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

①取組状況

学校等で固定的な性別役割分担にとらわれない学びを進めるとともに、「かめやまお茶の間10選」やイベント・情報誌等により家庭・地域での啓発を行いました。また、女性の健康週間等を通じた女性特有の健康課題の周知や女性特有のがん検診の受診勧奨の周知、女性のスポーツ参加促進、防災訓練等で女性参画の必要性を周知するとともに、避難所運営体制やマニュアル整備に向けた取組を進めました。

②指標の達成状況

基本目標3に属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況は、令和7年度時点で6項目中2項目となりました。

	指標目標	担当G	現状 (令和2年度)	目標値・ 目指す方向 (令和8年度)	実績	達成 状況
目標値	健康診断受診したと回答した人の割合	文化・人権G	男性:76.5% 女性:72.8%	男性:86.5% 女性:76.0%	男性:85.5% 女性:76.3% (令和7年度)	△ ○ ↑ ↑
参考指標	女性特有のがん検診受診率	健康増進G	子宮がん: 19.8% 乳がん: 25.4%	子宮がん: 23.0% 乳がん: 28.5%	子宮がん: 19.1% 乳がん: 24.7% (令和6年度)	× × ↓ ↓
	運動習慣のある人の割合	社会教育・スポーツG	男性: 60.6% 女性: 49.0% (令和3年度)	増加	—	—
	女性消防団員数	消防総務G	18人	増加	20人	○ ↑

○:目標値を達成(または達成見込み)
△:未達だが改善・進捗が確認できる
×:未達で停滞・悪化(または把握できない)

第3章 本計画の目指す方向

I 目指すべき姿

「亀山市男女が生き生き輝く条例」で掲げる基本理念を踏まえ、第4次亀山市男女共同参画基本計画で示した「目指すべき姿」を継承しつつ、社会情勢の変化や本市が重視する観点を反映して発展させたものとして、本計画の目指すべき姿を次のように定めます。

男女共同参画社会の実現

～誰もが自分らしく、生き生き輝くまち 健都かめやま～

亀山市男女が生き生き輝く条例

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女がお互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かし合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子供を産み育てやすい環境づくりに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

2 基本目標

(1) 基本目標1 男女の人権尊重と多様性保障の推進

誰もが性別にかかわらず、互いの人権を尊重し合い、多様な生き方を認め合える地域づくりを進めます。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、偏見・差別の解消に向けた教育・啓発を継続し、性の多様性（SOGIE）への理解を促進します。あわせて、DV・性暴力・ハラスメント等の根絶と被害者支援を進め、多様かつ複合的な困難を抱える人への支援についても、女性支援新法の趣旨を踏まえ、困難の固定化・連鎖を防ぐ体制整備に取り組みます。

(2) 基本目標2 ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進

社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めます。あわせて、働く場における男女共同参画を推進するため、男性中心型労働慣行等の見直しや、女性活躍の推進に向けた環境整備を進め、雇用形態や賃金などのジェンダーギャップの解消に取り組みます。

(3) 基本目標3 誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進

性別にかかわらず、誰もが自分らしく学び、働き、暮らせるよう、学校・家庭・地域・事業所等における教育・啓発を通じて男女共同参画への理解を広げ、ウェルビーイングの実現につながる取組を進めます。あわせて、共働き・共育での推進や、仕事と育児・介護等の両立を支える環境づくりを進めるとともに、ライフステージに応じた健康づくりや、仕事・家事・育児等と健康課題（通院等）と就労の両立支援を充実します。さらに、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制の整備を進め、避難所運営等において多様な立場の声が反映される地域づくりを推進します。

3 計画の体系

【目指すべき姿】

男女共同参画社会の実現
～誰もが自分らしく、生き生き輝くまち 健都かめやま～

【重点項目】

ウェルビーイング／ジェンダーギャップ解消／アンコンシャス・バイアス
／SOGIE／SDGs／

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向性】

1 男女の人権尊重と多様性保障の推進	1 男女の人権尊重と多様性理解への意識づくりと支援の充実	(1)男女の人権啓発と支援の充実 (2)性の多様性への理解と固定的性別役割分担意識の解消 (3)アンコンシャス・バイアスの解消
	2 暴力・ハラスメントの根絶と被害者支援、困難を抱える女性等への支援	(1)パートナー等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進 (3)困難な問題を抱える女性への支援
	3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大 (2)地域、事業所等、その他の分野における女性の参画拡大
	5 働く場における男女共同参画の推進	(1)職業生活におけるジェンダーギャップ解消に向けた啓発 (2)女性活躍の推進に向けた環境整備
3 誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進	6 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)学校・幼稚園・保育所等における男女共同参画教育の充実 (2)家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
	7 ワーク・ライフ・バランスと生涯にわたる健康づくり支援	(1)市民・事業者等への啓発と取組促進 (2)仕事と家庭等の両立を支える環境づくり (3)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	8 ジェンダーの視点を踏まえた防災・減災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備 (2)災害に備えた避難所運営体制の構築